



「岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」の一部見直しについて



こども部こども育成課

概要

【基準条例とは】

1. 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。
2. **従事する者及びその員数**については厚生労働省令で定める**基準に従い定める**ものとし、**その他の事項**については厚生労働省令で**定める基準を参酌**するものとする。

岡崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

(H27.4.1施行)

従うべき基準

- ・放課後児童支援員の数は、支援単位ごとに2人以上(うち一人を除き、補助員が代替可)
- ・放課後児童支援員は、保育士等の基礎資格を有し、都道府県知事が行う研修を修了したもの
- ・支援員等は専ら支援の提供に当たる(兼務可の場合有)

参酌基準(主なもの)

- ・専用区画の面積は、児童1人につき**おおむね1.65㎡以上**
- ・一の支援の単位を構成する児童数(集団の規模)は、**おおむね40人以下**
- ・開所時間は原則平日3時間以上、土日長期休業期間等は8時間以上
- ・その他(開所日数、運営規定、衛生管理、非常災害対策、保護者との連絡、関係機関との連携 など)

見直しについて①

放課後児童支援員認定資格研修の実施者拡大 ～従うべき基準～

【放課後児支援員認定資格研修とは】

放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする研修です。

【経緯】

放課後児童支援員認定資格研修については、研修需要に適切に対応できるようにするため、指定都市(政令指定都市)も行えるようにすべきとの地方提案があり、基準省令の改正(平成31年4月1日施行)により、都道府県知事が行う研修(放課後児童支援員認定資格研修)に加え、指定都市の長が行う研修も「研修を修了した者」として取り扱われるようになりました。

【見直しの要否判断】

- ＊ 指定都市の長が行う研修を修了した場合の効果は、全国に及ぶ可能性がある。
- ＊ 研修を受けた指定都市の区域内に限って有効というものではない。
- ＊ 指定都市の長が行う研修を修了した者が、本市の放課後児童支援員として従事する場合がある。

～本市の基準条例について基準省令と同様の改正を行う必要がある～

見直しについて②

設備基準の経過措置の延長 ~ 参酌基準 ~

【設備基準とは】

放課後児童健全育成事業を実施するに当たり、専用区画の面積は、「**児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない**」となっています。

専用区画とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画

ただし、**令和2年3月31日までの間**は、平成27年4月1日前にある放課後児童健全育成事業所(児童育成センター、民間放課後児童クラブ)においては、「**でなければならない**」とあるのは、「**となるよう努めなければならない**」と経過措置が設けられています。

【本市の現状(児童育成センター35箇所・民間児童クラブ11箇所)】

令和元年5月1日現在の登録児童数で算出

登録児童一人当たりの面積	1.1 ~ 1.24㎡	1.25 ~ 1.34㎡	1.35 ~ 1.44㎡	1.45 ~ 1.54㎡	1.55 ~ 1.64㎡	1.65㎡以上	合計
箇所数 1	7箇所	8箇所	1箇所	4箇所	7箇所	19箇所	46箇所
最小値	1.11㎡	1.25㎡	1.35㎡	1.48㎡	1.55㎡	1.71㎡	
平均値	1.15㎡	1.28㎡			1.58㎡	2.23㎡	1.71㎡
超過児童数 2	136人	95人	18人	22人	26人	219人	

1 同一敷地内に複数ある児童育成センターは1箇所としてカウントしています。

2 超過児童数とは、1.65㎡の面積基準に従って受け入れ可能な児童数を算出した場合に超過している児童数

【参 考】 利用児童数(登録児童数×80%)で児童一人当たりの面積を算出した場合

利用児童一人当たりの面積	1.1 ~ 1.24㎡	1.25 ~ 1.34㎡	1.35 ~ 1.44㎡	1.45 ~ 1.54㎡	1.55 ~ 1.64㎡	1.65㎡以上	合計
箇所数			4箇所	3箇所	7箇所	32箇所	46箇所

見直しについて②

【見直しの要否判断】

- * 現在、多くの学区で待機児童(H30年5月 17学区 124人)が発生している。
- * 面積基準に従い、受け入れた場合、令和元年度の「登録児童」ベースで、約300人弱の児童が超過してしまう。
- * 面積基準を「登録児童」ではなく、日々、実際に利用する児童数(「登所児童数」)で算出した場合、多くの施設が面積基準を上回っている。
- * 現在、待機児童解消のため、「第2期岡崎市こども・子育て支援事業計画(策定中)」において、更なる放課後児童クラブの整備が必要と見込まれる中、施設整備に併せ、面積基準の適正化を図る。

～面積基準については、児童の育成支援に支障のない範囲内において、
令和7年3月31日まで経過措置を延長する必要がある～

1 岡崎市放課後子ども総合プランについて

(資料1)

■ おかざきっ子育ちプランについて・・・資料2参照

急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化など、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が制定されました。

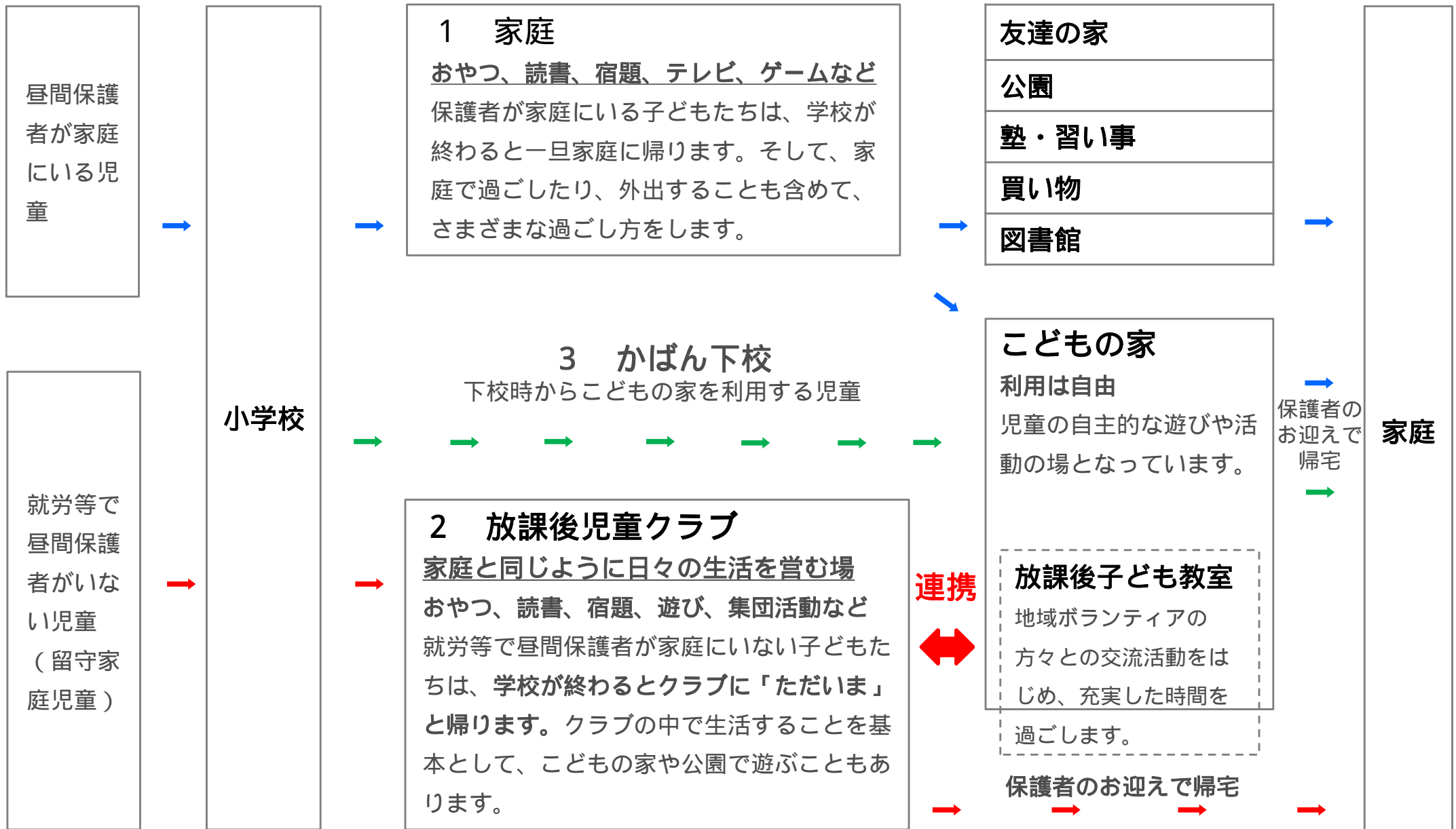
この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的にスタートしました。

新制度においては、市町村が地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズを把握し、5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

岡崎市では計画を「おかざきっ子育ちプラン」として定め、本市の実情に即した子育て環境の整備に取り組んでおり、現在次期計画を策定中です。



2 本市における放課後（下校後）の児童の過ごし方



3 放課後子ども教室と放課後児童クラブの実施状況

	放課後子ども教室		児童育成センター	放課後児童クラブ
施設	学区こどもの家 (43学区)	小学校の体育館会議室等 (4学区)	専用施設 小学校教室や公共施設を活用した所もある。	専用施設 民家や空き店舗を活用した所もある。
位置付け	放課後子供教室事業(文部科学省)		放課後児童健全育成事業(厚生労働省)	
対象児童	全ての児童		使用許可された留守家庭児童	
料金	無料		月額 7,000円 おやつ代、早朝利用料別途	月額 8,000円～ おやつ代等は別途
開館時間	授業のある日 下校後～午後6時又は7時 長期休業日 午前8時又は10時～午後6時又は7時 各小学校の代休日や一斉下校(早帰り)にも対応 こどもの家の開館時間により、学区ごとに異なる。		授業のある日 下校～午後7時 長期休業日 午前8時～午後7時 早朝利用料によって、午前7時30分～8時の利用可 各小学校の代休日や一斉下校(早帰り)に対応	授業のある日 下校～午後7時(7時30分) 長期休業日 午前(7～)8時～午後7時(7時30分) 各小学校の代休日や一斉下校(早帰り)に対応 クラブにより開館時間が異なる。
休館日	日曜日・国民の祝日・12月29日～翌年1月3日		日曜日・国民の祝日・12月29日～翌年1月3日	
職員	2人(指導員)	1人(指導員)	概ね児童40人につき2人(支援員) 支援員は健やかな生活を支援する。	
	指導員は安全な活動をサポートする。			
おやつ	無し		あり おやつ代 100円/回	
整備状況	平成30年度 33学区→40学区 平成31年度 40学区→47学区(全学区)		平成30年度 41館→45館 平成31年度 45館→48館	平成29年度 8クラブ→9クラブ 平成31年度 9クラブ→11クラブ
利用児童	年間のべ利用人数 550,928人		平成30年5月1日現在登録数 2,273人 年間のべ利用人数 396,268人	平成30年5月1日現在登録数 553人 年間のべ利用人数 約10万人

(6) 放課後児童健全育成事業**1) 放課後児童クラブ**

事業概要	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	▶提供区域 小学校区
施設数	児童育成センター(35クラブ)、民間の児童クラブ(11クラブ)	
現況	利用希望者が近年著しく増えており、事業供給量が不足している状態です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いが保護者にとって分かりにくく、ニーズが混在している状況となっています。	

利用実績の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
利用児童数	低学年	1,880	1,905	1,966	2,163	2,374	1.26
	高学年	211	308	395	483	452	2.14
合計		2,091	2,213	2,361	2,646	2,826	1.35

各年度5月1日現在

全市の量の見込みと確保の内容

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	1年生	1,006	1,033	1,101	1,083	1,111
	2年生	955	957	980	1,044	1,040
	3年生	829	868	877	902	965
	4年生	334	348	365	360	371
	5年生	178	192	206	218	222
	6年生	111	129	143	162	176
	合計	3,413	3,527	3,672	3,769	3,885
確保の内容		3,260	3,410	3,540	3,690	3,820
-		153	117	132	79	65

提供体制の考え方

空調設備の整備が完了した小学校施設の活用について、教育委員会と連携して検討していきます。

事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。

市営住宅の建替整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して整備します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図る一方で、その役割を分担し、児童の居場所を確保します。

区域ごとの量の見込みと確保の内容

学 区	2019年度 必要量	現行 供給量 (A)	量の見込み					過不足 (A - B)
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (B)	
梅 園	110	100	113	115	115	114	113	13
根 石	89	90	99	102	104	105	110	20
男 川	102	100	103	109	107	119	123	23
美 合	52	50	51	53	51	52	52	2
緑 丘	92	70	113	114	132	131	151	81
羽 根	103	110	116	119	126	133	134	24
岡 崎	121	120	147	154	158	165	177	57
六 名	170	185	185	197	205	211	216	31
三 島	70	65	74	86	91	90	87	22
竜 美 丘	91	125	108	116	118	121	126	1
連 尺	60	80	67	71	80	84	90	10
広 幡	104	90	86	89	95	99	103	13
井 田	153	150	165	170	172	174	171	21
愛 宕	31	35	38	34	37	38	36	1
福 岡	153	145	144	141	144	151	152	7
藤 川	50	50	56	56	59	62	67	17
山 中	46	50	49	47	48	48	48	2
本 宿	52	50	58	60	59	59	57	7
常 磐	20	50	36	35	34	37	32	18
細 川	131	130	131	138	135	132	125	5
岩 津	68	65	88	89	86	84	84	19
大 樹 寺	112	105	110	114	126	126	142	37
大 門	97	100	98	96	101	106	108	8
矢 作 東	95	100	97	102	101	104	112	12
矢 作 北	71	65	74	76	83	84	85	20
矢 作 西	43	50	47	49	50	52	51	1
矢 作 南	138	135	120	124	140	148	154	19
六ッ美 中部	33	40	36	36	40	36	39	1
六ッ美 北部	91	105	101	108	111	116	127	22
六ッ美 南部	68	65	86	89	94	101	106	41
城 南	72	65	88	90	97	106	118	53
上 地	144	145	135	144	148	152	152	7
小 豆 坂	102	100	113	111	106	102	103	3
北 野	92	100	91	95	114	116	122	22
六ッ美 西部	124	100	138	147	156	164	168	68
豊 富	53	55	52	51	49	47	44	11
合 計	3,203	3,240	3,413	3,527	3,672	3,769	3,885	645

放課後児童クラブ設置学区のみ

2) 放課後子ども教室（学区こどもの家）

事業概要	保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生を対象に、地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的としています。 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごします。	▶提供区域 小学校区	
	施設数		学区こどもの家（43館）、学校施設等（4箇所）
	現況		2019（令和元）年度から全ての学区47箇所で開催しています。 学区こどもの家と放課後児童クラブが近接している学区では、連携して一体的に事業を実施しています。

利用実績の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
年間延べ利用児童数	低学年	140,516	231,827	308,159	343,898	405,818	2.88
	高学年	41,008	61,792	100,491	92,959	98,285	2.39
合計		181,524	293,619	408,650	436,857	504,103	2.77
実施箇所数		15箇所	21箇所	28箇所	33箇所	40箇所	2.66

全市の量の見込みと確保の内容

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	低学年	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
	高学年	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合計	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
確保の内容		600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
-		0	0	0	0	0

放課後児童クラブ（留守家庭児童）の利用を含む。

提供体制の考え方

児童数の少ない放課後児童クラブの未設置学区や放課後児童クラブの事業量が不足している学区では、放課後児童クラブの代替機能を担います。

児童数の多い学区では面積的に余裕がないため、放課後児童クラブと調整を図りながら実施します。

学区こどもの家のレクリエーション室は空調がないため、天候や気温等に十分注意しながら、安全かつ安心な環境で事業を実施します。

新・放課後子ども総合プランの推進

【放課後子ども教室】

- ・ 地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的とする。
- ・ 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごす。

対 象：全ての児童
実施機関：学区こどもの家 など

【放課後児童クラブ】

- ・ 保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。

対 象：留守家庭児童
実施機関：
児童育成センター・民間児童クラブ

連携し
一体的に
実施

ねらい

- ・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
- ・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
- ・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

取組の方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区については、支援員と指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで放課後児童クラブの代替機能を担います。
- ・ 障がい等、特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、支援員等へ事例検討や研修を行うとともに、放課後児童クラブの状況に応じ、支援員等の加配など配慮をしていきます。また、保護者や学校等の関係機関と連携して、放課後児童クラブ・放課後子ども教室として適切な対応を図ります。
- ・ 支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図るとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。
- ・ 保護者が事業を選択できるよう事業について周知するとともに、放課後子ども教室地域ボランティアの充実を図ります。
- ・ 学校敷地内における一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室を広幡・豊富学区で検討します。

連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して検討していきます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図っています。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有するとともに、岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会を組織し、全市的な視点で放課後対策に取り組んでいます。

開所時間

- ・ 放課後子ども教室は午後6時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長しています。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、午後7時まで開所しており、今後も現在の開所時間を維持していきます。